

# 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

## (第251回) 議事録

1. 日時 令和6年6月28日（金） 14:00～14:48
2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）  
（Web会議システムを利用）
3. 議事
  - (1) 遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に関する技術的文書（案）の検討について
  - (2) その他
4. 出席者  
（専門委員）  
児玉座長、伊藤専門委員、小野道之専門委員、小野竜一専門委員、佐々木専門委員、柴田専門委員、爲廣専門委員、手島専門委員、樋口専門委員、藤原専門委員  
（専門参考人）  
山川専門参考人  
（食品安全委員会）  
川西委員、脇委員  
（事務局）  
中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、今井評価情報分析官、奥藤課長補佐、岩瀬評価専門職、山口係長、今村技術参与、坂本技術参与
5. 配布資料
  - 資料 遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に関する技術的文書（案）
  - 参考資料1-1 遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針
  - 参考資料1-2 「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」の変更点
  - 参考資料1-3 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日食品安全委員会決定）の一部改正について新旧対照表
  - 参考資料2-1 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影

## 響評価指針

- 参考資料2-2 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」の変更点
- 参考資料2-3 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準(平成16年3月25日食品安全委員会決定)の一部改正について新旧対照表
- 参考資料3 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
- 参考資料4 遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価指針で使用している用語について
- 参考資料5 GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS DERIVED FROM RECOMBINANT-DNA PLANTS CAC/GL 45-2003
- 参考資料6 Evaluation of Allergenicity of Genetically Modified Foods

## 6. 議事内容

○児玉座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第251回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本日は、Web会議システムを併用して行います。

本日は、専門参考人として東京大学大学院の山川隆特任教授に御出席をいただいております。

また、本会合は原則として公開となっております。本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいてWebexの画面をビデオキャプチャーしたものを動画配信しております。

本日は、所用により百瀬専門委員は遅れて御入室されます。

本日の議題ですが、「遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に関する技術的文書（案）の検討について」です。

配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○奥藤課長補佐 ありがとうございます。配付資料を確認いたします。

本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿、加えまして、議事次第4の配付資料のとおり、資料として「遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に関する技術的文書（案）」、遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針関係の資料が参考資料1-1から1-3、次に、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価の関係の参考資料が参考資料2-1から2-3、参考資料3といたしまして「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」、参考資料4が「遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価指針で使用している用語について」、参考資料5がCodexの組換えDNA植物由来食品の食品安全性評価実施のためのガイドライン、参考資料6が遺伝子組換え食品のアレルギー性評価のFAO/WHOのレポートになっております。

資料の不備、不足等がございましたら、事務局まで御連絡ください。

○児玉座長 それでは、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

○奥藤課長補佐 事務局におきまして専門委員の皆様に御提出いただきました確認書を確認したところ、本日の議事に関して、平成15年10月2日付け委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

○児玉座長 既に御提出いただいております確認書について、その後、相違等はございませんでしょうか。

大丈夫なようなので、それでは、本日の議題の審議に入りたいと思います。「遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に関する技術的文書（案）について」です。

この技術的文書（案）については、これまで当専門調査会の公開の場で2回議論を行っています。まずは前回の本年3月に開催した第246回専門調査会以降の修正箇所を中心に事務局から説明をお願いいたします。

○今井評価情報分析官 事務局でございます。

それでは、資料に基づきまして、前回の今年3月の当専門調査会での御議論以降の主な修正箇所を御説明させていただきます。修正箇所は黄色で色づけをしております。また、先生方に事前にお送りいたしました後にいただいたコメントなどを基に修正した箇所は青色のマーカーをつけてございます。

まず、表紙にございます技術的文書の名称でございますが、「食品健康影響評価に関する」という文言を追記しております。

次に、11ページの脚注を御覧ください。ORFの説明について、前回の会合での御議論を踏まえ、2つ目の文章の冒頭に「分子生物学では一般的に、開始コドンから終止コドンの領域をORFとするが」という記載を追加しております。

次に、12ページの198行目ですが、「Southern-by-Sequencing解析等」の前に「配列捕捉法による解析」という文言を追記しております。

次に、13ページの208行目ですが、「解析対象ゲノム領域」の後に「等」を追記しております。

次に、14ページの231行目ですが、前回の会合での御議論を踏まえ、「ORFの検索に当たっては、連続する30アミノ酸以上又はそれより厳しい条件（例えば、連続する8アミノ酸以上など）を目安とする」という文章を追記しております。

次に、18ページの280行目を御覧ください。282行目の下の枠囲み部分ですが、児玉先生より、遺伝子産物の発現量の分析については、異なる栽培条件を必須としてはいないのではないかという御指摘をいただきましたので、「必要に応じて、異なる栽培条件で収穫された検体に関する情報を求めることがある」という内容に修正しております。

次に、26ページにお進みいただきまして、393行目からですが、前回の会合での御議論を踏まえ、遺伝子産物（タンパク質）の物理化学的処理は省略可能であると判断する根拠の例示として、既に食品健康影響評価を終了した遺伝子産物と「アミノ酸配列が同一であることが確認でき、かつ、糖鎖修飾等に変化が生じていないと考えられる場合」と追記しております。

次に、30ページの450行目を御覧ください。452行目の下の枠囲み部分ですが、児玉先生より、「好塩基球活性化試験など細胞を用いたin vitro試験」については、最後に考慮するものではないかという御指摘をいただき、指針上の記載と合わせ、450行目から451行目の「BATなど細胞を用いたin vitro試験を実施していること」という一文は削除しました。

あわせて、次の31ページの469行目の「好塩基球活性化試験」の後に「in vitro試験」という文言を追記しております。

次に、35ページにお進みいただきまして、527行目を御覧ください。別紙1のタイトルですが、「次世代シーケンシングに係る解析データを評価する際の留意点」に修正しております。

あわせて、35ページの脚注25ですが、DNA配列の解析技術に関する記述を整理し、2行目から読み上げますと、「現時点での網羅的配列解析技術としては、次世代シーケンシング（NGS）がある。NGSは、超並列シーケンシング（MPS）や大規模並列シーケンシングとも呼ばれ、同原理を使った全ゲノムシーケンシング（WGS）、サザンブロットィング法の原理を取り入れたSouthern-by-Sequencing法などの解析手法がある。また、これを補完する特定配列解析技術としては、PCR法を利用したquantitative PCR（real-time PCR）やdigital PCRなどが挙げられる」と修正しております。

次に、同じページの544行目ですが、ライブラリーの用語の説明を脚注26に追記しており、「NGS解析のためのサンプル調製により、各断片の末端にアダプター等が結合したゲノム断片の集合体」と記載しております。この記載は、食品安全委員会の平成28年度の調査事業の報告書から引用しております。

次に、36ページの552行目ですが、「例えば」と追記し、FASTQCが例示であることを明示しております。

次に、555行目からの記載ですが、リード数の確認に関して整理をしており、読み上げますと、「各サンプルについて、総シーケンスリード数の確認が必要であり、シーケンストリミングやクオリティフィルタリングが行われている場合には、実施前及び実施後の総リード数、トリミング戦略や破棄及びトリミングされたリード数等についての確認が必要である」と修正しております。

次に、37ページの572行目の記載ですが、リード深度に関する情報について、「特に、導入遺伝子領域における平均リード深度及び最浅リード深度に関する情報が提供されるべきである」と明確化しております。

次に、同じ37ページの脚注28の最後の文章ですが、EFSAの関連文書に関する記述を今

年3月に採択された文書の内容に更新しており、「EFSA（2024）では、挿入DNA及びその周辺領域の配列決定にNGS技術が使用される場合、最浅リード深度は40以上であることが推奨されるとの記載がある」と修正しております。

次に、38ページを御覧ください。590行目から608行目までは、児玉先生、柴田先生に御相談し、元の記載を見直して整理してございます。590行目ですが、「以下の①から⑦に示すような解析結果の信頼性を担保する記載を行うことにより、決定された配列の確からしさを確認できると考えられる。また、必要に応じて以下の⑧を確認すること」と修正しており、594行目から提出いただく申請要旨における記載例をお示ししております。記載例では、冒頭に、「DNAシーケンス解析で生成されるデータの品質管理が以下のように行われており、その品質が保証されている」と記載した上で、8つの項目を示しています。①植物ゲノム（倍数性を記載）のショートリード（若しくは、ロングリード等）によるNGS解析である。②挿入DNA及びその周辺領域における測定したクリーンリード数。③挿入DNA及びその周辺領域における平均リード深度（カバレッジ）。④挿入DNA及びその周辺領域における最浅リード深度。⑤ライブラリー調製方法とサイズ分布（平均サイズ）。⑥リードデータ生成の機器の名称。⑦挿入DNA及びその周辺領域におけるde novoアセンブリのプロトコル。⑧全ゲノムシーケンシングの場合：ゲノム全体における平均リード深度（カバレッジ）及び最浅リード深度、また、全ゲノムアセンブリを実施した場合にはそのプロトコルとしております。

先ほどの590行目からの記載にありましており、基本的には①から⑦までの項目について申請要旨に記載されていることを確認し、これらに加えて、全ゲノムシーケンシングが実施されている場合には、⑧の項目も確認するというものでございます。

609行目から柴田先生からいただいたコメントを掲載させていただいております。

次に、41ページの641行目ですが、文献情報を記載していた部分は脚注に移しております。

次に、646行目ですが、元の記載の趣旨を明確化するため、文章を修正しており、「既存品種のゲノムに挿入されたDNAの挿入コピー数を決定するためには、NGSを含め、様々なアプローチがあり、PCR法などのその他のアプローチを組み合わせることも考慮する必要がある。使用するアプローチとその妥当性について詳細な説明が示されていることを確認する」としております。

次に、658行目からの提出データに関する記載でございます。

661行目ですが、前回の会合での御議論を踏まえ、次の42ページの①から⑦までの情報が例示であることを明示するため、「例えば、以下の①～⑦のような情報がある」と修正しております。

また、664行目に「申請要旨においては、上記5に示した記載例を参考に、解析結果の信頼性を担保する説明が記載され、詳細なデータが資料として添付されることが望ましい」と追記しております。

次に、42ページの676行目ですが、「なお、評価において、提出データに不足があると判断された場合は、生データなどの必要な情報の追加提出を求めることがある」と追記しております。

次に、52ページにお進みいただきまして、参考として添付している既存品種情報の例でございますけれども、この参考資料は指針の第2章の第2において、既存品種に関する事項が規定されていますので、その記載例を示すものとなっておりますが、一部、遺伝子組換え体に関する記載例となっているところがございましたので、今回、全体的に見直しを行い、記載を整理しております。

説明は以上でございます。

○児玉座長 それでは、先生方からいただいた意見を踏まえ、主なところから順番に議論を行い、最後に全体を通して御確認いただくという流れで進めたいと思います。

ちょっと長いですので、まず、技術的文書の1ページ目から10ページ目までのところぐらいで修正箇所について等、ほかに何か御意見やコメントがありましたらお願いいたします。

こちら辺は前回確認いただいた内容から大きくは変わっていないので、ないかもしれませんが。後ほど戻っても構いませんので、気がついたところがありましたらお願いいたします。

続きまして、10ページ目から18ページの5の前までぐらいで確認をお願いしたいと思います。このところでは14ページ目にORFの長さについての記載がありまして、ここについては何回か事務局と私の間でもやり取りしましたけれども、事務局、少し修正があるということで、ちょっと説明をお願いいたします。

○今井評価情報分析官 ありがとうございます。ここは先生方の御意見をいただければと思っておりますけれども、連続する30アミノ酸以上を目安とするということに加えて、今の記載ですと、それより厳しい条件、例えば連続する8アミノ酸以上などと記載しておりますけれども、ここの「それより厳しい条件」という部分が明確でないと判断されるようでしたら、もう一つの記載案といたしまして、ORFの検索条件は目安として連続する30アミノ酸以上とし、それより少ない連続するアミノ酸数以上、例えば連続する8アミノ酸以上としても差し支えないものとするというように修正することも一案かと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○児玉座長 我々としては、一応30アミノ酸以上を目安として運用してきているわけですが、申請者によっては、より検索してヒットするORFの数が増える8アミノ酸で出されてこられている申請者さんもおられるということで、こういう文章を最初つけたのですけれども、厳しい条件というのは、何が厳しいのかよく分からないという御意見が出まして、単純に30アミノ酸以上またはそれより少ないアミノ酸、8アミノ酸でもいいですよという形の文章に変えたいということでございます。

この点について、手島先生、何か。

○手島専門委員 この修正で特に問題はないと思います。

○児玉座長 爲廣先生、何か御意見ありますか。

○爲廣専門委員 こちらの記載については、私のほうも特に問題ないかと思えます。

関連しまして1つ御意見させていただきたいところが、14ページ目の233行目なのですが、**ORF**についてデータベース等を使って検索をすることになっているというところで、現在、**Allergen Online**と**COMPARE**というものを例示されておりますが、過去の申請者様からの活用事例も含めて、国産の**ADFS**というアレルギー検索サーバー、データベースを追加してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○児玉座長 ここには「等」というのがついておりますけれども、実際にこういう文書になって出てくると、大体皆さんこれに従ってしまうということがありますので、日本国産のデータベースがあるということですから、それも活用していただきたいという意味も非常によく分かりますので、私としては追記して全然構わないかと思えますが、よろしいでしょうか。

特に御意見はないようですので、事務局、それでよろしいでしょうか。

○奥藤課長補佐 追記させていただきます。

○児玉座長 そのほかこの**ORF**とかアレルギーの検索について何か御意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいですかね。

それでは、先に進みまして、18ページの5から31ページ目の7までの人工胃腸液試験等の中心となるようなところですが、その点について何かコメント、意見等がありましたらお願いいたします。

○手島専門委員 人工胃腸液試験ではないのですが、20ページの317行に、アレルギー誘発性でグルテン過敏性腸炎誘発性を含むという括弧が出てきます。これに関してはこの表現で問題ないと思うのですが、引用文献が27ページの脚注でグルテン過敏症とはこういうものかという説明が出てくるのですが、この20ページのところに、27ページの脚注16に相当する説明を入れたほうがよろしいのではないかと思います。

○児玉座長 私も最初に出てくるころに入れたほうがいいかなと思いますので、では、そのように修正をお願いいたします。

○奥藤課長補佐 修正させていただきます。

○児玉座長 そのほかありますか。このページでは、26ページに今まで評価済みの遺伝子産物について後から出てきた申請書で同じものを使っている場合に、その試験項目を省略できるかどうかというところの運用について、あまり明示された運用のされ方はしていなかったわけですが、今回、技術的文書において、どういうときに省略できるかを明示したということになっております。その文章ですが、**「アミノ酸配列が同一であることが確認でき、かつ、糖鎖修飾等に変化が生じていないと考えられる場合が該当する」**ということになっております。この点について皆様の御意見をお伺いしたいと

思います。

小野先生、御意見ありますでしょうか。

○小野竜一専門委員 これでもよろしいかと思えます。

○児玉座長 そのほかの先生方でコメント等がありましたら、お願いいたします。

一応ここで明示することによって、いわゆる他社の製品で承認済みのものでアミノ酸配列が同じ場合、糖鎖修飾等の変化が生じていないと考えられる場合については、他社のものであってもそれを引用して、今後、人工胃腸液試験等を省略できるということになりますので、皆様、その点、確認のほどよろしくお願ひします。

それから、ここのところでは、27ページ目の413行目ですけれども、データベースの最新バージョンを用いて相同性検索をすることとなっております。この点については多少悩ましい問題がありまして、申請者が提出してから我々が評価するまでの間にデータベースの更新があった場合にどうなるのですかということがあります。理論上は我々が見るときに最新バージョンであることが望まれるのですけれども、実際の運用としては、出した時点では最新で出しているということで、事務手続とか諸般の事情によって、我々が見るときまでの間に少し時間がたってしまって、最新バージョンでなくなってしまう場合があるということで、その点について、明快な答えはないのですけれども、少し議論できたらなと思っております。

一応、目安としては、以前この委員会では、我々が見る段階から2年程度以内のバージョンであればいいですかねという形になっているのですけれども、それで追いつかないケースが実はちょっとありまして、3年前くらいになっているものがあったりします。その点について少し御意見をいただけたらなと思えます。

手島先生、どうでしょうか。

○手島専門委員 文章に残すものではない。大体の目安として。

○児玉座長 ここで議論したというのが残る形で。

○手島専門委員 大体2年程度ということで、目安としてはその程度でよろしいかと思えます。データベースによっては毎年更新するのもあれば、少し間隔を置いたりするのもありますので、大体2年を目安とされるということで問題ないと思うのですけれども、ケース・バイ・ケースで若干変わるといふことにならざるを得ないかと思えます。

○児玉座長 爲廣先生、どうでしょうか。

○爲廣専門委員 なかなか難しいところかとは存じますが、恐らくデータベース自体の増加する量というのもそれほど多くはございませんので、基本的に2年としておいて、3年というのも受け入れるというような形にしておいてもよいかと思います。あとは、なかなか難しいことかもしれないのですけれども、委員会事務局のほうで調べられるような体制がつくれているといいのではないかなということも思ったりします。

○児玉座長 柴田先生、どうでしょうか。

○柴田専門委員 運用上、やはり2年程度は許容するのが適切なのかなと思えます。ただ、



3年前のデータベースによる結果を認めるのか否かについて、ケース・バイ・ケースで判断することなども含めてここで一応明言しておいたほうがよろしいのではと思います。それを踏まえた上で、事務局がきちんと運用していただければよろしいのではと思うところです。

もう一点だけ、ちょっとずれますけれども、ここについても先ほどの14ページの議論と同様に、ADFSというのを1つ明示していただければと思います。

以上です。

○児玉座長 ちなみに、国衛研のデータベースはどのくらいの頻度で更新されるのですか。

○爲廣専門委員 基本的に年1回更新することは確実に更新していくということで今まで運用しております。

○児玉座長 小野竜一先生、いかがですか。

○小野竜一専門委員 最新のものを利用することが推奨されるということにしておいて、場合によっては、3年とか近くなってきたら事務局のほうから最新のものをお願いする場面があるというのでどうでしょうか。

○児玉座長 一応2年は皆さんの意見としては受け入れましょうということで、ただ、いろいろ諸般の事情で3年近くになって上がってくるケースについては、事務局から事情等も聞いて、ケース・バイ・ケースで判断していくということでよろしいでしょうか。爲廣先生がおっしゃったように、データベースを更新して増えてくる数もそんなに最近は多くないということですので、1年延ばしたからといって何か致命的なヒットが消えてしまうということも確率的にはそんなに高くないかなと思っております。

では、一応ここでの議論は残したということで、目安としては2年で、3年近いものについてはケース・バイ・ケースで判断させていただくと。物によっては、これはやはり新しいデータベースでもう一回やってほしいよねというものもあるかと思しますので、そこら辺は遺伝子産物の特徴も見ながら少し判断していけたらなというふうに考えております。

そのほかこの部分につきまして、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

好塩基球試験は最後なのではないかと私は思って事務局に伝えたところなのですから、よろしいですか。

○手島専門委員 それで大丈夫です。まず結合試験をしてからということになりますので。

○児玉座長 それでは、後で戻っても構いませんので、先に進みまして、7のところから最後のところまでですけれども、ここについてはシーケンスのところのデータ要件について、事前に私と柴田先生に確認していただきまして、一応今の形になっております。いろいろ工夫してありまして、全部出せというわけでは必ずしもありませんで、我々が見て信頼性が担保されるねということが分かるような資料を出してくださいという形にしてあります。この辺について御意見がありましたらお願いいたします。

○小野竜一専門委員 タイプミスだと思うのですが、35ページの注釈25のところの真ん中ら辺に「サザンプロットプロット法」と書いてあるので、これはサザンプロ

ット法かなと。

あと、36ページの557行目なのですけれども、「実施前及び実施後の総リード数、トリミング戦略や破棄」という言葉でもいいのかなとは思いますが、トリミング戦略とか破棄というのはあまり聞かないかなというのがあって、トリミングの条件とかに変えたらどうでしょうか。

○児玉座長 確かにトリミング戦略というのはなかなか聞かない言葉だと思います。破棄は結構出てくる言葉ではあるのですけれども、トリミングの方法でよろしいですか。

○小野竜一専門委員 そうですね。

○児玉座長 トリミングの方法及び、トリミングされたリード数はトリミング後のリード数ですね。

○小野竜一専門委員 トリミング後のリード数。

○児玉座長 そんな感じで修正してはどうかということなのですけれども、事務局、いかがでしょうか。

○今井評価情報分析官 承知いたしました。

○児玉座長 そのほかこの部分について、特にNGSをやられたことがある先生方、意見がありましたらぜひお願いいたします。

この部分については、申請者さんから申請が上がってきて、実際にはなかなかこれは難しいとか、ケース・バイ・ケースで判断していくことが多いかと思えますけれども、必ずしも一様に全部のデータを出してくださいと言っているわけではございませんので、我々が判断できるのに一例としてこんな感じでどうですかという形で示していると考えております。今まできちんと明示されてこなかったもので、その意味ではよかったかなと思っております。

それから、最後にトウモロコシ、ダイズ等の事例が載っておりますけれども、今回の指針では、この部分については実はフィックスできるように、細かい各事例パターンで変わるような文章にならないように指針のほうを変えたので、ある意味この文章は毎回、トウモロコシならトウモロコシで出てきてもおかしくはないという状態になっております。この点については大体5年ぐらいかなと思っておりますけれども、5年程度で見直しまして、文章を変えるところがあれば変えていけたらいいかなと私自身は思っております。

それでは、全体を通して意見等がありましたらお願いいたします。一応今回で種子植物の技術的文書については一旦フィックスをしまして、公開すると。

公開でいいのですよね、事務局。

○今井評価情報分析官 はい。ホームページ上に公開させていただきたいと思っております。

○児玉座長 公開するということになりますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。よろしいですかね。

それでは、大体皆様からの御意見は出たように思いますので、本日、先生からいろいろ

追記とか微修正が幾つか入っておりますけれども、そのいただいた御意見を踏まえて、事務局のほうで修正をした上で、本技術的文書（案）を遺伝子組換え食品等専門調査会決定としてよろしいでしょうかということで、皆様の意思表示をお願いしたいと思います。よろしければ、同意かマルかをお願いいたします。

（専門委員同意）

○児玉座長 ありがとうございます。

以降の字句等の細かい修正等につきましては、私と事務局のほうで相談しまして、一任していただければと思います。その点についてもよろしいでしょうか。一応、同意カード等をお願いします。

（専門委員同意）

○児玉座長 ありがとうございます。

それでは、非常に長い時間をかけて技術的文書をつくってまいりましたけれども、本技術的文書（案）を遺伝子組換え食品等専門調査会決定の文書として食品安全委員会ホームページに掲載したいと思います。今日以降、今後はこの新しく定められました指針及び本技術的文書に基づいて個別品目の調査審議を進めることといたします。

後日でも構いませんので、それでも何かお気づきの点がありましたら、事務局までお知らせください。

それでは、議題（1）についてはこれで終わりにしたいと思います。

議題（2）のその他ですけれども、事務局から何かありますでしょうか。

○奥藤課長補佐 事務局から御報告したい案件がございます。

既に専門委員の皆様にはメールでお知らせをしているところですが、当専門調査会で内容を御審議いただきました「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」につきまして、25日に開催した第944回食品安全委員会に報告し、決定されましたので、御報告いたします。

当専門調査会で審議いただいた後に若干の修正が入りましたので、御説明させていただきます。

参考資料1-2をお手元に御準備ください。「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」につきましては、まず、1ページの1つ目の変更点でございます。「また」で始まる文章ですが、非意図的な影響についての考え方をより明確にするために追記したものでございます。また、文意の明確化のために、同じ欄の下から5行目の「上記の基本的考え方及び」という文言を追記してございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。2ページ目の1つ目と2つ目の欄に示している変更点は、当専門調査会において、「挿入」と「導入」という用語を整理いたしました。その整理に沿った修正が指針に反映されていなかった箇所がございましたので、挿入遺伝子という記載を導入遺伝子に修正したものでございます。

続きまして、このページの一番下の欄を御覧ください。これは本年4月に食品の基準行政が厚生労働省から消費者庁へ業務移管されたことを踏まえまして、修正するものでございます。

3ページの最後の欄を御覧ください。技術的文書に関する記述ですが、指針案を食品安全委員会に諮った時点で技術的文書が策定されていなかったことを踏まえまして、遺伝子組換え食品等専門調査会が定める技術的文書と修正をしたものでございます。

そのほかは字句の修正となっております。

続きまして、参考資料2-2をお手元に御準備ください。こちらは遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針につきましての変更点でございます。

1つ目と2つ目の変更点は、いずれも文意の明確化のために追記をしたものでございます。

3つ目の変更点は、先ほどの遺伝子組換え食品（種子植物）の指針と同様の修正となっております。

続きまして、参考資料3をお手元に御準備ください。こちらの参考資料3の6ページ目、一番後ろのページですけれども、こちらのほうが修正点が分かりやすいかと思っておりますので、6ページ目を御覧ください。今回の安全性評価基準の改正に伴いまして、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」、こちらは平成16年5月6日に食品安全委員会決定されたものですけれども、こちらにつきましても、改正後の欄に下線で記載をしておりますとおり、指針の名前が今まで基準の名前を書いていたのですが、新しく指針になりましたので、その名称を修正して、改正をしております。

以上、指針の改正の御報告になります。

続きまして、もう一点御報告をさせていただきたいことがございます。参考資料4をお手元に御準備ください。こちらにつきましても、当専門調査会で内容を御審議いただきました用語になります。こちらの用語ですが、昨日、6月27日に食品安全委員会ホームページで当該内容が公表されましたので、御報告させていただきます。

指針及び用語集の作成に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

説明は以上になります。

○児玉座長 ありがとうございました。

指針、皆様に御議論いただいてから少しだけ文章等を変更したところについて御説明いただきました。内容の明確化をより図るといような修正が多かったですけれども、この形で修正されて、パブリッシュされておりますので、皆様御承知おきお願いいたします。

また、技術的文書については、微生物のほうはまだ残っておりますので、今後とも先生方の御協力をもって進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上の点は報告事項ですけれども、何かございますでしょうか。よろしいですかね。

では、事務局から特にそれ以上はないということで。

○奥藤課長補佐 ほかにはございません。

○児玉座長 それでは、これで第251回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたします。

皆様、御議論ありがとうございました。